

財団法人 日本経済研究奨励財団寄附行為

第一章 総 則

(名 称)

第一条 この法人は、財団法人日本経済研究奨励財団(英文名、The Japan Economic Research Foundation) という。

第二条 この法人は、事務所を、東京都中央区日本橋茅場町二丁目6番1号に置く。

第二章 目的および事業

(目 的)

第三条 この法人は、経済およびそれに関連する学問分野の研究を奨励し、もって、学術の振興および日本経済社会の発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第四条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 一 経済およびそれに関連する学問分野の研究に対する奨励金の交付
- 二 経済およびそれに関連する学問分野についての、内外の交流による研究の促進に対する奨励金の交付
- 三 経済およびそれに関連する分野の研究で、顕著な業績をあげている少壮研究者の表彰
- 四 その他、前条の目的を達成するために必要な事業

第三章 資産および会計

(資産の構成)

第五条 この法人の資産は、次のとおりとする。

- 一 この法人設立当初、寄附にかかる別紙財産目録記載の財産
- 二 資産から生ずる果実
- 三 寄附金品
- 四 その他の収入

(資産の種別)

第六条 この法人の資産は、これを分けて、基本財産および運用財産の2種とする。

2. 基本財産は、別紙財産目録のうち、基本財産の部に記載する資産および将来基本財産に編入される資産ならびに基本財産とされている株式に基づく新株の発行により取得した株式(株式配当により取得したものを除く。)で構成する。
3. 運用財産は、基本財産以外の資産とする。
4. 前2項の財産の決定をする場合において、寄附者の指定がある寄附金品については、そ

の指定に従い基本財産または運用財産に繰り入れる。

(資産の管理)

第七条 この法人の資産は、理事長が管理し、基本財産のうち、現金は、理事会の議決によって確実な有価証券を購入するか、または郵便官署に貯金とし、もしくは確実な銀行に預け入れ、あるいは信託銀行に信託する。

(基本財産の処分の制限)

第八条 基本財産は、処分し、担保に供し、または運用財産に繰り入れてはならない。ただし、この法人の事業遂行上やむをえない理由があるときは、理事会において理事現在数の4分の3以上の議決を経、かつ、財務、文部科学両大臣の承認を受けてその一部に限り処分し、または担保に供することができる。

(経費の支払)

第九条 この法人の事業遂行に要する費用は、資産から生ずる果実等の運用財産で支弁する。

(事業計画および収支予算)

第十条 この法人の事業計画およびこれにともなう収支予算は、理事長が作成し、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決を経て、毎会計年度開始前に財務、文部科学両大臣に届け出なければならない。事業計画および収支予算を変更する場合も同様とする。

2. 第1項の規定にかかわらず、やむをえない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入支出することができる。

3. 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告および収支決算)

第十一条 この法人の事業報告および収支決算は、理事長が作成し、事業報告書、収支計算書、財産目録、貸借対照表および正味財産増減計算書とともに監事の意見をつけて、理事会において理事現在数の3分の2以上の承認を受け、毎会計年度終了後3ヶ月以内に財務、文部科学両大臣に報告しなければならない。

2. この法人の収支決算に差益があるときは、理事会の議決を経て、その一部もしくは全部を基本財産に編入し、または翌年度に繰り越すものとする。

(長期借入金)

第十二条 この法人が借入れをしようとするときは、その会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決を経、かつ、財務、文部科学両大臣の承認を受けなければならない。

(新たな義務の負担等)

第十三条 第八条ただし書および前条の規定に該当する場合ならびに収支予算で定めるものを除くほか、新たな義務の負担または権利の放棄のうち重要なものを行おうとするときは、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決を経なければならない。

(会計年度)

第十四条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第四章 役員、評議員および職員

(役員の種類)

第十五条 この法人には、次の役員を置く。

- 一 理事 6名以上9名以内(うち理事長1名)
- 二 監事 2名

(役員を選任)

第十六条 理事および監事は、評議員会で選任し、理事は互選で理事長を定める。

2. 理事のうちには、理事のいずれか1人およびその親族その他特殊の関係のある者の合計数が、理事現在数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
3. 監事には、この法人の理事(その親族その他特殊の関係のある者を含む。)および職員が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があってはならない。

(職務)

第十七条 理事長は、この法人の事務を総理し、この法人を代表する。

2. 理事長に事故あるときまたは欠けたときは、あらかじめ理事長が定めた順位に従い、理事がその職務を行う。

第十八条 理事は、理事会を組織し、この法人の業務を議決し、執行する。

第十九条 監事は、民法第五十九条の職務を行う。

(役員任期)

第二十条 この法人の役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2. 補欠または増員により選任された役員任期は、前任者または現任者の残任期間とする。
3. 役員は、その辞任または任期終了後でも後任者が就任するまでは、なお、その職務を行う。
4. 役員は、この法人の役員としてふさわしくない行為があった場合、または特別の事情がある場合には、その任期中であっても評議員会および理事会において、3分の2以上の議決により、これを解任することができる。
5. 前項の規定により役員を解任しようとする場合には、その役員に理事会および評議員会で弁明の機会を与えなければならない。

(役員報酬)

第二十一条 役員はその地位にあることのみに基づき報酬を受けてはならない。常勤の役員報酬は、理事会で定める。

2. 役員には、費用を弁償することができる。

(評議員の定数、選任、任期および解任)

第二十二条 この法人には、評議員11名以上15名以内を置く。

2. 評議員は、理事会で選出し、理事長がこれを委嘱する。
3. 評議員は、この法人の役員を兼ねることができない。

4. 評議員のうちには、役員 of いずれか 1 人と親族その他特殊の関係のある者の数または評議員 of いずれか 1 人およびその親族その他特殊の関係のある者の合計数が評議員現在数の 3 分の 1 を超えて含まれることになってはならない。
 5. 評議員には、第二十条および前条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「役員」とあるのは「評議員」と読み替えるものとする。
- 第二十三条 評議員は、評議員会を組織し、この寄附行為に定める事項のほか理事会の諮問に応じ、理事長に対し、必要と認める事項について助言する。

第五章 事務局

(事務局)

第二十四条 この法人の事務を処理するため、事務局を設ける。

2. 事務局には、事務局長および所要の職員を置き、理事長がこれを任免する。
3. 事務局の組織および運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経、理事長が別に定める。

(帳簿および書類等の備え付けおよび閲覧)

第二十五条 主たる事務所には、常に次の各号に掲げる帳簿および書類等を備えておかなければならない。ただし、第一号、第二号および第七号に掲げる書類については最新版を、第五号および第八号に掲げる書類については 5 年間分を備えておくものとする。

- 一 寄附行為
 - 二 理事、監事、評議員および職員の名簿および履歴書
 - 三 許認可等および登記に関する書類
 - 四 会議の議事録
 - 五 事業報告書および収支計算書
 - 六 収入支出に関する帳簿および証拠書類
 - 七 事業計画書および収支予算書
 - 八 正味財産増減計算、貸借対照表および財産目録
 - 九 その他必要な帳簿および書類等
2. 前項第一号、第五号、第七号および第八号に掲げる書類ならびに役員名簿については、これを一般の閲覧に供するものとする。

第六章 会 議

(招 集)

第二十六条 理事会は、毎年 2 回理事長が招集する。ただし、理事長が必要と認めた場合、または理事現在数の 5 分の 1 以上もしくは監事から会議の目的事項を示して請求のあったときは、臨時理事会を招集しなければならない。

2. 理事会を招集するときは、その日時、場所および審議事項を記載した書面をもって、少なくとも7日前までに通知しなければならない。

3. 理事会の議長は、理事長とする。

(理事会の定足数および議決)

第二十七条 理事会は、理事現在数の3分の2以上が出席しなければ議事を開き、議決することができない。ただし、当該議事について、あらかじめ書面により意思を表示した者は、出席者とみなす。

2. 理事会の議事は、この寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、理事現在数の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(評議員会の同意等)

第二十八条 次に掲げる事項の決定については、理事会は、あらかじめ評議員会の同意を得なければならない。

- 一 事業計画および収支予算についての事項
- 二 事業報告および収支決算についての事項
- 三 基本財産の処分または担保提供についての事項
- 四 長期借入金についての事項
- 五 新たな義務の負担および権利の放棄についての事項
- 六 奨励金の審査、交付および表彰についての事項
- 七 その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの。

2. 評議員会の議長は、その会議において出席者の互選により定める。

3. 第二十六条第1項、第2項および前条の規定は、評議員会についてこれを準用する。この場合において、これらの規定中「理事会」および「理事」とあるのはそれぞれ「評議員会」および「評議員」と読み替えるものとする。

(議事録)

第二十九条 理事会および評議員会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- 一 開会の日時および場所
- 二 理事または評議員の現在数
- 三 会議に出席した理事または評議員の氏名
- 四 議決事項
- 五 議事の経過および要領
- 六 議事録署名人の選任に関する事項

2. 議事録には議長のほか、出席者のなかからその会議において選出された、議事録署名人2名以上が署名し、印を押さなければならない。

(審査委員会)

第三十条 第四条第一号から第三号に規定する奨励金の交付および表彰の対象となるもの

を選考するため審査委員会を置く。

2. 審査委員会は、7名以上11名以内の審査委員で構成する。
3. 前項の審査委員は、学識経験を有する者のうちから理事会で選出し理事長が委嘱する。
4. 審査委員には、この法人の役員および評議員が含まれてはならない。

第七章 寄附行為の変更ならびに解散

(寄附行為の変更)

第三十一条 この寄附行為は、理事会および評議員会において理事現在数および評議員現在数のおおのの4分の3以上の議決を経、かつ、財務、文部科学両大臣の認可を受けなければ変更することができない。

(解散)

第三十二条 この法人の解散は、理事会および評議員会において理事現在数および評議員現在数のおおのの4分の3以上の議決を経、かつ、財務、文部科学両大臣の認可を受けなければならない。

(残余財産の処分)

第三十三条 この法人の解散にともなう残余財産は、理事現在数および評議員現在数のおおのの4分の3以上の同意を経、かつ、財務、文部科学両大臣の許可を受けて、国もしくは地方公共団体、またはこの法人の目的に類似の目的を有する公益法人に寄附するものとする。

(細則)

第三十四条 この法人は、保有する株式については、その株式の発行会社に対し、次の事項を除き、権利の行使または権利行使の請求をしてはならない。

- 一 配当の受領
- 二 無償新株式の受領
- 三 株主宛配付書類の受領

第八章 補 則

(委任)

第三十五条 この寄附行為に定めるもののほか、この寄附行為の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て理事長が別に定める。

附 則 (1990年9月27日)

1. この寄附行為の変更は、大蔵、文部両大臣の認可のあった日から施行する。

附 則（１９９８年６月２５日）

- １．この寄附行為の変更は、大蔵、文部両大臣の認可のあった日から施行する。

附 則（２００１年１月６日）

- １．平成１３年１月６日、中央省庁等改革基本法の施行に伴い、主務大臣名を変更。